

江田島市教育委員会より 令和8年度就学援助制度のお知らせ

しゅうがくえんじょせいど

江田島市教育委員会では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校で必要な学用品費や給食費等の援助を行っています。

I. 援助の主な内容

費　目	小学校		中学校	
	1年	2~6年	1年	2~3年
学用品費等(年額)	13,230円	15,500円	25,040円	27,310円
新入学学用品費(年額)	57,060円	—	63,000円	—
校外活動費(宿泊を伴う)				
修学旅行費	対象経費の自己負担分 (医療費は、トラコマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿瘍疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病のみ対象)			
医療費				
学校給食費				

○生活保護世帯の方は、医療費・修学旅行費のみ支給します。

○新入学学用品費は、4月中に認定された新1年生の児童生徒の保護者に限り支給します。

○校外活動費(宿泊を伴うもの)は、交通費及び見学料のみ支給します。

2. 対象となる方

江田島市に住所があり、江田島市立小・中学校に在学している児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する方

- 1. 生活保護を受けている
- 2. 生活保護が停止又は廃止
- 3. 市民税等が非課税
- 4. 市民税の減免
- 5. 個人事業税の減免
- 6. 固定資産税の減免
- 7. 国民年金保険料の減免
- 8. 国民健康保険税の減免又は徴収猶予
- 9. 児童扶養手当の受給
- 10. 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者
- 11. その他
(理由を記入してください。)

※ 所得による審査や特別な理由により対象となる場合がありますので、学校長や教育委員会に相談してください。

【参考】所得による審査の目安基準額 ※世帯員全員の所得額が対象となります。

世帯	家族構成	世帯の年間総所得(収入ではありません。)
2人	親1人・小学生1人	約 250 万円
3人	親1人・小学生1人・中学生1人	約 300 万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人	約 350 万円

※おおまかな目安です。

※世帯員の年齢・学年により金額は異なるため、参考の所得額を超えていても認定される場合があります。

3.申請方法

(1) 申請先

- ・小学校入学予定(新1年生)…令和8年4月に入学予定の小学校
- ・中学校入学予定(新1年生)…現在(令和7年度)就学している小学校
- ・その他の学年……………就学中の小・中学校



(2) 申請期間

- ・小学校 新1年生……………令和8年 4月8日(水)まで
 - ・小学校 2年生～6年生
 - ・中学校 新1年生～3年生
- } ……令和8年 2月6日(金)まで

※ 上記申請期限を過ぎても申請は随時受付けます。この場合、原則として認定された月以降にかかる援助費のみ支給となります。

※ 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望する場合は、令和8年2月6日(金)までに申請してください。

※就学援助費は給食費引落口座に振り込みます。口座振替登録をされていない方は、至急、お手続きください。

(3) 申請に必要な書類

- ① 就学援助費受給申請書
 - ② 家族状況調書
- } 市内の中学校及び、江田島市教育委員会HPから入手できます。

- ③ ①の申請理由に係る証明書類……下記表を参考にしてください。

番号	申請理由	証明書類
1.2	生活保護を受けている／生活保護が停止または廃止	不要
3.4	市民税非課税／市民税減免	世帯全員分の最新の所得課税証明書
5	個人事業税減免	個人事業税減免通知書の写し
6	固定資産税減免	固定資産税賦課決定通知書の写し
7	国民年金保険料の減免	国民年金保険料減免・納付猶予申請承認通知書の写し
8	国民健康保険税の減免又は徴収猶予	国民健康保険料免除申請に伴う決定書の写し
9	児童扶養手当の受給	児童扶養手当証書の写し
10	失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者	対象者手帳の写し
11	その他	世帯全員の所得課税証明書

※本申請に係る「所得課税証明書」は無料で発行できます。このチラシを必ず窓口に提出してください。

※兄弟姉妹の就学校が異なる場合、それぞれの学校ごとに申請書類を作成し提出してください。

その場合、一人を除いて、②家族状況調書、③申請理由に係る証明書類はコピーで構いません。

※新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望する場合は上記の申請書に加えて「新入学児童生徒学用品費入学前支給申請書」が必要となります。詳しくは別紙「新入学児童生徒学用品費の入学前支給のお知らせ」をご確認ください。



【お問い合わせ先】江田島市教育委員会 学校教育課

TEL(0823)43-1900